

店頭暗号資産証拠金取引約款

新旧対照表

新	旧
<p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(取引口座)</p> <p>第4条 お客様は、次に掲げる要件をすべて満たす場合に本取引口座の開設を申込みすることができるものとし、当社が承諾した場合に限り本取引口座を開設することができるものとします。なお、取引担当者とは、本取引及びこれに付随する行為について法人のお客様の代表者より代理権を付与され、当社に本取引の責任者として届け出があった者をいいます。</p> <p>(個人のお客様の場合)</p> <p>①日本国内に居住する満18歳以上80歳以下で行為能力を有すること</p> <p>②～⑥ (略)</p> <p>(法人のお客様)</p> <p>①～⑨ (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第5条～第6条 (略)</p> <p>(建玉限度額)</p> <p>第7条 (略)</p> <p><u>2 本取引によって生じた損失の累計額が当社の定める額に達した場合、当社は、お客様の新規注文に対して制限を加える場合があります。</u></p>	<p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(取引口座)</p> <p>第4条 お客様は、次に掲げる要件をすべて満たす場合に本取引口座の開設を申込みすることができるものとし、当社が承諾した場合に限り本取引口座を開設することができるものとします。なお、取引担当者とは、本取引及びこれに付随する行為について法人のお客様の代表者より代理権を付与され、当社に本取引の責任者として届け出があった者をいいます。</p> <p>(個人のお客様の場合)</p> <p>①日本国内に居住する満20歳以上80歳以下で行為能力を有すること</p> <p>②～⑥ (略)</p> <p>(法人のお客様)</p> <p>①～⑨ (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第5条～第6条 (略)</p> <p>(建玉限度額)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>(追加)</p>
<p>第8条～第20条 (略)</p>	<p>第8条～第20条 (略)</p>

(差引計算)

第 21 条 お客様は、期限の到来、期限の利益の喪失、その他の事由によってお客様が当社に対する債務を履行しなければならない場合、当社が、当社の判断によって当該債務とお客様の当社に対する債権とを、その期限の如何にかかわらず、また、お客様に事前に通知することなくいつでも相殺することができるものとします。

2 当社は、前項の相殺ができる場合、事前の通知および所定の手続きを省略し、お客様に代わり証拠金および預け金の払い戻しを受け、お客様の債務の弁済に充当することができるものとします。

3 第 1 項の相殺における債権債務の利息、損害金等の計算については、その期間を計算実行の日までとし、債権債務の利息については当社の定める料率によるものとします。

4 お客様は、第 1 項の相殺における債権債務の支払通貨が異なるときに適用する為替レートを、当社が妥当と判断する実勢の為替レートを適用するものとします。

第 22 条～第 25 条 (略)

(届出事項の変更届出)

第 26 条 お客様は、当社に届け出ている氏名若しくは名称、又は住所若しくは事務所の所在地その他の事項に変更があった場合、当社に対し直ちに書面、又は電磁的な方法をもってその旨を届出るものとします。

2 お客様が前項の手続きを行わないなど、お客様の責めに帰すべき事由によって、当社にてお客様の所在が不明となり、又は連絡不能となった場合、当社が住所確認等の必要な手続きを行う場合があります。この場合、当社の定めるところにより、手数料を徴収することがあります。

(差引計算)

第 21 条 お客様は、期限の到来、期限の利益の喪失、その他の事由によってお客様が当社に対する債務を履行しなければならない場合、当社が、当社の判断によって当該債務とお客様の当社に対する債権とを、その期限の如何にかかわらず、また、お客様に事前に通知することなくいつでも相殺することができるものとします。

(追加)

2 前項の相殺における債権債務の利息、損害金等の計算については、その期間を計算実行の日までとし、債権債務の利息については当社の定める料率によるものとします。

4 お客様は、第 1 項の相殺における債権債務の支払通貨が異なるときに適用する為替レートを、当社が妥当と判断する実勢の為替レートを適用するものとします。

第 22 条～第 25 条 (略)

(届出事項の変更届出)

第 26 条 お客様は、当社に届け出ている氏名若しくは名称、又は住所若しくは事務所の所在地その他の事項に変更があった場合、当社に対し直ちに書面、又は電磁的な方法をもってその旨を届出るものとします。

(追加)

第 27 条～第 30 条 (略)

(解約)

第 31 条 当社は、次に掲げる各号に該当した場合、本取引口座を解約できるものとします。ただし、解除時においてお客様が本取引に係る未決済建玉を有している場合、又はお客様が当社に対する債務を負担している場合、必要な限度において本約款が適用されるものとします。

① (略)

② 相当な期間、取引がない場合

③～⑦

第 32 条～第 36 条 (略)

(2022 年 4 月施行)

第 27 条～第 30 条 (略)

(解約)

第 31 条 当社は、次に掲げる各号に該当した場合、本取引口座を解約できるものとします。ただし、解除時においてお客様が本取引に係る未決済建玉を有している場合、又はお客様が当社に対する債務を負担している場合、必要な限度において本約款が適用されるものとします。

① (略)

(追加)

②～⑥

第 32 条～第 36 条 (略)

(2021 年 7 月施行)